

読書ノートミニ

『会社法は誰のためにあるのか～人間復興の会社法理』

(上村達男著、岩波書店)

岡安 喜三郎 2022年 3月8日 16:06

高校同級の知人のメールで紹介されていたので暇な入院中に読もうと、入院前に買い込んだものです。著者は『NHKはなぜ、反知性主義に乗っ取られたのか』（2015年）などを執筆しています。出版社の狙いは帯の方に書かれた通り株式会社や会社法に何ら疑いを持たない人たちへの挑戦なんだろうが、この著作（結構大作）を協同組合人や協同組合法、非営利企業のための法理の研究者たちが読んだらどういう反応になるか、とても興味深い著作です。

この本のキーワードは《人間復興》のための《株主の属性》を論じ、《議決権の意義》を所有株数と人間の数から解き起こすなど。協同組合組織の法理への立体的アプローチにおいて、協同組合と株式会社との違いを形式的に考えては辿りつかないヒントが見えてくると思われます。要するに、会社法が著者の提言通りに変わっていったら既存の協同組合は？ まあ、変わらないでしょうが。

いわく「株主が一般的な法人・会社である場合には、企業社会のデモクラシーを担うべき株主としての属性に正当性があることを様々な局面に応じて確認する視点を持つことが必要である。法人株主の属性が如何に人間的要素とかけ離れていても、従来の濫用法理等はどこまでも株主としての「行為」のみを問題とするものにすぎず、株主としての存在そのものを疑う発想を持ち得なかった」（p.207）などなど。

中身を紹介しようとしたら、岩波書店のHPで著者経歴や「はじめに」「目次」「序章 株式会社に人間を求むるは、「木に縁りて魚」の類いか？」を読むことができます。結構詳しいです。

<https://www.iwanami.co.jp/book/b595701.html>

◆◆◆◆◆

総研の皆様 3月4日～病院から：協同組合法理への接近

この本の解明キーワードは、《株主の属性論》です。なので、協同組合の《組合員の属性論》に接近します。曰く「要は、社会の主権者である個人・市民が株主だから株主主権、というところに常に立ち戻ることが必要であり、株主とはただのshareのholderというだけでは人間に迫れない」（p.81）。この文の「株主」を「組合員」と読み替えると意味がはっきりします。

加えて「株主の属性」にかかる評価基準として「人間関与度」（ないし人間濃度）を想定し、そうした評価基準と行為基準とを併せ持つことで議決権行使の正当性と限界を画する可能性を探る必要がある。」（p.207）。後者の文は協同組合なら当たり前ですね。

彼はこのような立場から、平成17年（2005年）会社法を「変節」と呼んでいます（目次参照）。（その変節の影響を受けている労協法という面もあるんですが、それは後の話。

そういえば、かなり前の2009年5月の協同組合学会の春季研究大会「協同組合法の会社法への接近・・・」が開かれましたが、上村達雄名誉教授が言う「人間復興の会社法理」はある面、協同組合法理への接近かもしれません。